

■厚生労働大臣の定める施設基準等について、以下の項目を届出しております。

基本診療料
・療養病棟入院基本料1
・療養病棟療養環境加算1
・診療録管理体制加算1
・感染対策向上加算3(連携強化加算・サーベイランス強化加算)
・データ提出加算2
・データ提出加算4
・入退院支援加算2(入院時支援加算)
・認知症ケア加算3
特掲診療料
・がん性疼痛緩和指導管理料
・薬剤管理指導料
・医療機器安全管理料1
・CT撮影およびMRI撮影
・脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅱ)
・運動器リハビリテーション料(Ⅲ)
・廃用症候群リハビリテーション料(Ⅱ)
・人工腎臓(慢性維持透析を行った場合1)
・導入期加算1
・透析液水質確保加算及び慢性維持透析濾過加算
・下肢末梢動脈疾患指導管理加算 ※連携を行う専門的な治療体制を有している医療機関:土谷総合病院
・医科点数表第2章第10部手術の通則の16に掲げる手術
・胃瘻造設時嚥下機能評価加算
入医事時食事療養
・入院時食事療養(Ⅰ)
その他
・酸素の購入単価